

令和7年度税制改正速報 (中小企業経営強化税制)

Q

セミナーでのご質問

私は中小企業の経営者です。

「即時償却を含む中小企業経営強化税制の適用期限が令和7年3月31日までで、適用期限が延長されるかどうかは令和7年度税制改正で決まる」とお聞きしました。令和7年度の税制改正では、どのようになる見通しでしょうか？

A

キド先生からの回答

自由民主党・公明党の「令和7年度税制改正大綱」(令和6年12月20日公表)をもとに、税制改正での「中小企業経営強化税制」の改正見込みをご紹介します。主な改正事項は次のようになります。

- 1 後継者の育成期間や社内体制の準備期間を考慮に入れて、どのくらいの準備期間が必要かどうかを検討します。
- 2 適用となる対象設備と金額要件
 - 機械装置(160万円以上)
 - 工具・器具備品(30万円以上)
 - ソフトウェア(70万円以上)
 - 建物附属設備(60万円以上)上記に加えて、新たに売上高100億円以上を目指す企業に対しては、一定の要件のもとに「建物」を対象に加える予定です。
- 3 中小企業経営強化税制の対象となる類型パターンについては、C類型(デジタル化設備)が廃止される見通しです。

キド先生からのコメント

コマツのお客様に多く活用されているA類型(生産性向上設備)の取得については、即時償却が令和9年3月31日まで活用できる見通しです。詳しくは顧問税理士にご相談ください。

